

「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」の様式の改正について

1 改正理由

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の省令が改正されたことに伴い、別記様式の改定を行う。

2 改正概要

精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長により、雇入れ等からの期間に関わらず、当面の間一人とカウントするよう、別記様式6-1号を別紙のとおり変更する。

3 適用年月日

基準の適用は、令和5年7月14日からとする。

4 添付書類

- ・別記様式6-1号